

砂監第23号
令和2年6月5日

砂川市議会議長 水島美喜子様
砂川市長 善岡雅文様
砂川市教育委員会教育長 高橋豊様

砂川市監査委員 栗井久司
砂川市監査委員 佐々木政幸

定期監査等報告

地方自治法第199条第2項並びに第4項及び第7項の規定に基づき定期監査等を執行したので同条第9項の規定によりその結果を報告する。

記

1. 監査基準を順守

監査等は、砂川市監査基準（令和2年監査委員規程第1号）に基づき行った。

2. 監査等の種類

- (1) 財務監査（砂川市監査基準第2条第1項第1号）
- (2) 行政監査（砂川市監査基準第2条第1項第2号）
- (3) 財政援助団体等監査（砂川市監査基準第2条第1項第3号）

3. 監査等の期日及び対象

月 日	対 象
令和2年5月13日	教育委員会 学校給食センター
令和2年5月20日	砂川市土地開発公社

令和2年5月27日

NPO法人 ゆう

4. 監査等の着眼点（評価項目）

関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、財政援助団体等においては、財政的援助等の目的に沿って行われているかどうか監査等を実施した。

5. 監査等の実施内容

令和元年度分の財務に関する事務の執行状況又は補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体に係る出納その他の事務の執行状況を中心に実施した。

6. 監査等の方法

各所属長及び担当係長の出席を求め、所管事務について説明を受けて書類、簿冊等の監査等を実施した。

7. 監査等の結果

監査等の結果の概要は、次のとおりである。

なお、留意すべき指摘事項については、口頭でその都度指導した。

教育委員会　　学校給食センター

●予算経理事務について

調定、収入、支出関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●契約（庁舎維持管理業務委託、学校給食パン運搬業務委託、食器浸漬装置購入、副食用保温食缶購入、真空冷却機購入等）事務について

契約書ほか、関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●諸収入（雑入）収納事務について

調定、収入関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認

めた。

●備品管理について

備品台帳により照合の結果、符合していることを認めた。

●書類保存について

関係公簿の整理は、良好に管理保存されていることを認めた。

●事務の執行について

給食調理を他市町から受託することになり、調理数の増加に伴い調理能力の向上が求められることを事務事業の問題点及び今後の課題としていたが、奈井江町の調理員3名を新たに雇用することで解消することを認めた。

砂川市土地開発公社

●当会計の監査は、事業経費の執行について重点的に行った。

予算經理事務、契約事務、事業収益及び事業外収益等の収納事務については、関係帳票、預金通帳等により調査した結果、適正に処理されていることを認めた。

また、書類の保存は、良好に管理保存されていることを認めた。

NPO法人 ゆう

●当該監査は、指定管理者（地方自治法第242条の2第3項）に関わる運営管理等委託料が協定書に基づき適正に執行されているかを重点に実施した。

予算經理事務、契約事務については、関係帳票、預金通帳等により調査した結果、適正に処理されていることを認めた。

また、書類等の保存は良好に管理保存されていることを認めた。